人吉市水道局水安全計画

2019年3月

人吉市水道局上水道課

< 目 次 >

は	じめ	512	4
1	小	く道システムの把握	5
	(1)	事業概要	5
	(2)	水道事業	5
2	小	く道システムの概要	6
	(1)	水道事業の形態	6
	(2)	水源の種類	6
	(3)	水源水域(原水)の特徴	6
3	小	く源の特徴	6
4	洎	・ 水処理の方法	6
5	西	2水施設の規模と特徴	6
6	ラ	フローチャート	7
7	Ŧ	ニニタリング(監視)方法	9
8	危	包害分析	10
	(1)	リスクレベルの設定	10
		①発生頻度の特定	10
		②影響程度の特定	10
	(2)	リスクレベルの仮設定	12
	(3)	リスクレベルの比較検証・確定	12
9	읱	音理措置の設定 ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・	13
	(1)	現状の管理措置、監視方法、監視計器の分類	13
1	0	水質項目と番号	14
1		危害原因、事象関連水質項目、リスクレベル、管理措置及び監視方法の整理	15
1	2	管理目標	16
1	3	危害原因事象のリスクレベルに応じた管理措置	17
	(1)	リスクレベル5及び4の危害原因事象等	18
		① リスクレベル 5	18
		② リスクレベル4	18
1	4 管	管理基準を逸脱した場合の対応	19
	(1)	異常の認識と判断	19
		① 内部における異常の認識	19
		I 水質自動計器による監視	19
		II 手分析による監視	19
		Ⅲ 目視による監視	19
		IV 防犯設備による監視	19
	(2)		19
		① 専用水道からの連絡による異常の認識	19
		② 保健所からの通報による異常の認識	20
		③ お客様からの苦情・連絡による異常の認識	20
		④ 関係部局、事故等の発見・原因者からの情報収集	20
	(3)	異常が認められなかった場合の対応	20
1	5	対応措置	21
	(1)	配水停止の判断	21
	(2)	取水停止の判断	21
	(3)	浄水処理の強化	21
	(4)	汚染された施設の洗浄	22

	(5)	取水停止を行った場合の措置	22
-	(6)	関係機関への連絡	22
-	(7)	配水再開	22
1	6	水質項目別の具体的な対応	22
	(1)	残留塩素	23
-		① 管理項目	23
		② 管理基準逸脱時の対応	23
		3 緊急時の連絡先	23
		④ 特記事項	23
_	(2)	外観	24
-		① 管理項目	24
		② 管理基準逸脱時の対応	24
		③ 緊急時の連絡先	24
		④ 特記事項	24
_	(3)	臭気	25
-		① 管理項目	25
		② 管理基準逸脱時の対応	25
		③ 緊急時の連絡先	25
		④ 特記事項	25
_	(4)	p H値	26
-		① 管理項目	26
		② 管理基準逸脱時の対応	26
		③ 緊急時の連絡先	26
		④ 特記事項	26
1	7	緊急時の対応	27
1	8	文書と記録の管理	27
	(1)	水安全計画に関係する文書	27
	(2)	水安全計画に関する記録の管理	28
		① 記録の作成	28
		② 記録の修正	28
		③ 記録の保存	28
1	9	水安全計画の妥当性の確認と実施状況の検証	29
_	(1)	水安全計画の妥当性の確認	29
_	(2)	実施状況の検証	31
	(3)	情報の更新方法	33
-		① 生活系の汚染源情報	33
		② 畜産系の汚染源情報	33
		3 工業系の汚染源情報	33
		④ 農薬に関する情報	33
2	О	レビュー	34
2		支援プログラム	35
)解説	36

はじめに

水道事業には、安全な水を安定的にお客様に供給しなければならない使命がある。 人吉市水道局では、これまでも安全で良質な水の供給を目指して、水源状況の変化 や水道法における水質基準の強化等に対して、設備の改善や水質監視の強化を図り、 常に水質管理に万全を期してきた。しかし、水道水質に対するお客様からのニーズの 高まり、水道システムに存在する水質に悪影響を及ぼす恐れのある要因に対して、よ り一層の水質管理の強化が求められている。

WHO(世界保健機関)は、継続的に水道システム全体の安全を確保する方法として、2004年(平成16年)発行の「飲料水水質ガイドライン第3版」において、食品衛生管理手法であるHACCP (Hazard Analysis Critical Control Point)の考え方を取り入れ水源から蛇口までのあらゆる過程で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実に行うための水道システムを構築する「水安全計画 (Water Safety Plan:WSP)」を提唱している。

これを受けて厚生労働省は、水道水の安全性をさらに高めるための水質管理手法として、各水道事業体での水安全計画の策定を推奨するとともに、平成 20 年 5 月に「水安全計画策定ガイドライン」を示した。

人吉市水道局では、水道事業が目指すべき方向と目標及びその方策等を示すものとして「人吉市水道事業ビジョン」を平成28年3月に策定しており、この中で、安全で良質な水を供給する水道の実現方策として、水安全計画の策定を謳っている。

これに基づき、水源から蛇口に至る水道システム全体でさらに高度な管理を行い、水道水の安全性をより確実なものとするために、「人吉市水道局水安全計画」を策定し具体的な取り組みを行う。

水安全計画では

- ・水源から序口までの水道システム全体の水質管理を一元化して行う
- ・危害分析を行い、危害に対する対策を明確にする
- ・水道水質の安全性をさらに向上させる

1 水道システムの把握

(1) 事業概要

人吉市の水道は、昭和28年6月に創設の認可を受け、昭和32年10月に給水を開始した。その後幾度かの拡張事業を実施し、最近では平成23年度に上戸越町の一部を給水区域とする変更の届け出を行ったところである。

(2) 水道事業

①計画給水人口 : 45,000 人 ②計画一日最大給水量: 26,000 ㎡

③普及率 : 99.42% (平成 30 年 3 月 31 日現在)

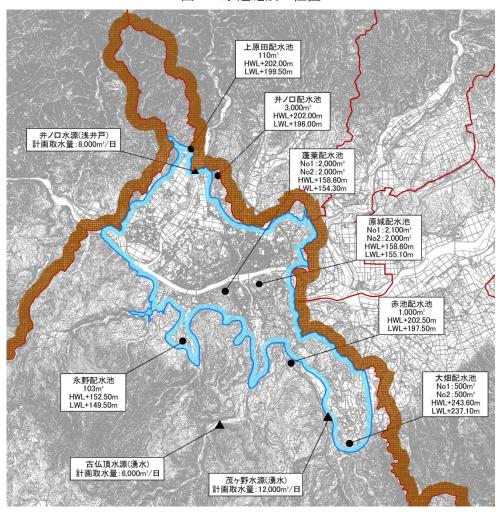
④職員総数 : 24 人 (平成 30 年 3 月 31 日現在: うち非常勤職員等 8 人)

⑤その他 : 給水人口 31,661 人

一日平均有収水量 10,059 m³/日 一日最大給水量 21,616 m³/日 一日平均給水量 11,764 m³/日

有収率 85.5% 負荷率 54.4% (平成30年3月31日現在)

図1-水道施設の位置



- 2 水道システムの概要
 - (1)水道事業の形態 上水道
 - (2)水源の種別 湧水び浅層地下水
 - (3)水源水域(原水)の特徴

①水源の状況 清浄

i.高濁度発生の有無: 全く発生しない ii.カビ臭発生の有無: 全く発生しない

②水質事故の状況 水源水質事故ほとんどない

③水質汚濁源 野生動物生息

3 水源の特徴

茂ヶ野水源地・古仏頂水源地・・・湧水 井ノ口第1・第2水源地・・・浅井戸

4 浄水処理の方法

塩素消毒のみ

※各水源地にて次亜塩素酸ナトリウムを注入

- 5 配水施設の規模と特徴
 - ・茂ヶ野水源地
 - ・原城配水池 4,100 m³ (2,000 m³×2 池+100 m³)
 - ·赤池配水池 1,000 m3
 - •大畑配水池 1,000 m³
 - 古仏頂水源地
 - ·蓬莱配水池 4,000 m³ (2,000 m³×2 池)
 - · 永野配水池 103 m3
 - ・ 井ノ口水源地
 - ・井ノ口配水池 3,000 m³
 - •上原田配水池 110 m3



茂ヶ野水源地

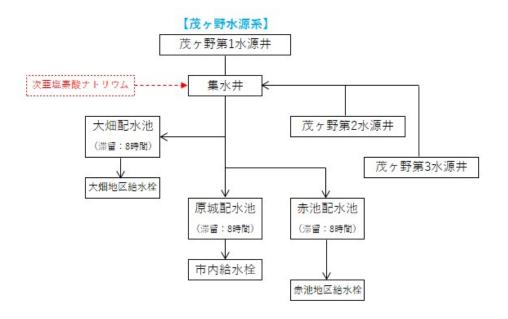


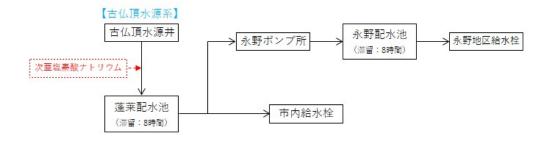
古仏頂水源地



井ノ口第2水源地

6 フローチャート





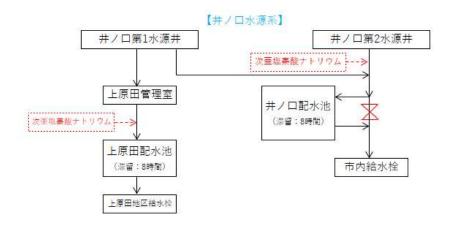
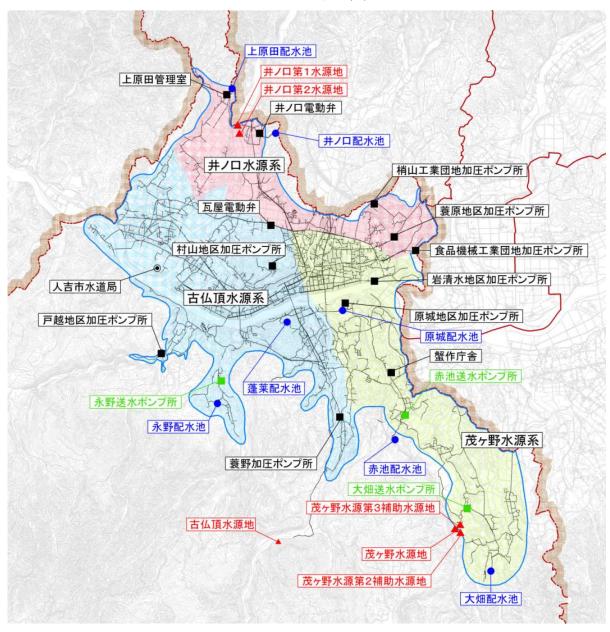


図2-水道施設の位置



7 モニタリング(監視)方法等

水供		水源		取水		取水		取水		浄水		浄水		場 内		計装		給配		給配	
給経路 監視項目	vanae	地下水	-	取水	→	導水	→	導水ポンプ井	→	次亜塩素酸ナトリウム注入	→	配水池	→	場内管路関係	→	計装設備	→	配水管	→	給水	→
	R										*		*				*				☆
	W																				
	0																				☆
	Т						*										*				☆
	S																				
	Р						*														
アルカリ度	Α																				
塩素要求量	Н																				
アンモニア	N																				
	G																				
紫外線吸光度	U																				
	С																				
	В																				
	E																				
水位	L																				
流量	M						*										*				
★:自動計器																					
☆:手分析												50000000									

計器の名称	保有数
残留塩素計	8
濁度計	3
p H値計	3
流量計	14

8 危害分析

(1) リスクレベルの設定

リスクレベルの設定は概ね以下のとおりとする。

① 発生頻度の特定

危害原因事象の発生頻度について、下表に示す。

発生頻度の分類

分類	内容	頻度
A	滅多に起こらない	10 年以上に 1 回
В	起こりにくい	3~10年に1回
С	やや起こる	1~3年に1回
D	起こりやすい	数ヶ月に1回
Е	頻繁に起こる	毎月

② 影響程度の特定

危害原因事象の影響程度について、下表に示す。影響程度の分類 (一般)

分類	内容	説 明
а	取るに足らない	利用上の支障はない。
b	考慮を要す	利用上の支障があり、多くの人が不満を感じる が、ほとんどの人は別の飲料水を求めるまでに は至らない。
С	やや重大	利用上の支障があり別の飲料水を求める。
d	重大	健康上の影響が現れるおそれがある。
е	甚大	致命的影響が現れるおそれがある。

影響程度の分類は、その危害原因事象が発生した箇所における水質項目、若しくはその危害原因事象が発生した場合に想定される水道水の水質(危害時想定濃度)に応じて行った。

下表に「分類の目安」を示す。

分類の目安1 (水質項目別)

危害原因事象の発生個所			
	取 水 ~ _{塩素注入}	塩素注 入以降	分類 目安
b	b	b	浄水処理可能物質(濁度、色度、鉄、マンガン、アルミニウム、一般細菌など)
b	b	b	浄水処理要注意物質 (アンモニア態窒素、合成洗剤など)
b	b	b	酸・アルカリ性物質(pH値)
С	С	С	農薬、有機溶剤(フェノール、ベンゼン、テトラクロロエチレンなど)
С	С	С	劇物(カドミウム、六価クロムなど)
d	d	d	毒物(シアン化合物、水銀、ヒ素など)
С	С	С	高濁度、油浮上、異臭味(カビ臭含む)
С	С	е	大腸菌、ウイルス
е	е	е	クリプトスポリジウム等 (耐塩素性病原生物)
_	1	d	残留塩素(不足)
С	С	С	净水処理対応困難物質
_	1	е	残留塩素(不検出)
_		-	濁度 (ろ過水)「クリプトスポリジウム等対策指針」による対応
b	b	b	水量
С	С	С	そ 他(上記分類に属さないも)

注:浄水処理可能物質には、通常値では問題にならない物質も含む。

分類の目安2 (危害時想定濃度別)

	(1)健康に関する項目
а	基準値等 10% ≧ 危害時想定濃度
b	基準値等10% < 危害時想定濃度 ≦ 基準値等
С	基準値等 < 危害時想定濃度
d	基準値等 < 危害時想定濃度(シアン化合物、水銀等)
е	基準値等 ≪ 危害時想定濃度
е	大腸菌検出
е	耐塩素性病原生物(クリプトスポリジウム等)検出
d	残留塩素不足
е	残留塩素不検出
	(2)性状に関する項目
a	基準値等 ≧ 危害時想定濃度
b	基準値等 < 危害時想定濃度
С	基準値等 < 外観(濁度、色度)、臭気・味(カビ臭含む)危害時想定濃度
d	基準値等 ≪ 危害時想定濃度

(2) リスクレベルの仮設定

発生頻度と影響程度からリスクレベル設定を以下のとおり設定した。

リスクレベル設定マトリックス

				1		事象	影響程度	Ę Ž
				足らない	考慮を要す	やや重大	重大	基大
				a	b	С	d	е
	頻繁に起こる	毎月	Е	1	4	4	5	5
発	起こりやすい	1回/数ヶ月	D	1	3	4	5	5
生頻	やや起こりやすい	1回/1~3年	С	1	1	3	4	5
度	起こりにくい	1回/3~10年	В	1	1	2	3	5
	めったに起こらない	1回/10年以上	A	1	1	1	2	5

(3) リスクレベルの比較検証・確定

個々の危害原因事象について確認するとともに、比較を行い上記リスクレベルを当事 業体における確定版とした。

9 管理措置の設定

(1) 現状の管理措置、監視方法、監視計器の分類

管理措置の内容

分類	管理措置						
予防	水質調査 施設の予防保全(点検・補修等)設備の予防保全 (点検・補修等)給水栓・貯水槽における情報提供						
処理	塩素処理不具合機器の修繕・更新						

監視方法の分類と番号

監視方法	番号
なし	0
現場等の確認	1
実施の記録	2
手分析	3
計器による連続分析(自動計器)	4

監視方法の名称と略記号

自動計器

•	, E I HH							
	残留塩素	R						
	濁度	Т						
	pH 値	Р						
	流量	M						

手分析(略記号の前に「・」が付く)

残留塩素	• R
臭気	• 0
濁度	• T

10 水質項目と番号

番号	項目	番号	項目	番号	項目	番号	項目
001	残留塩素	118	テトラクロロエチレン	140	蒸発残留物	209	フタル酸ジ(2-エチ ルヘキシル)
002	クリプ・トスポ・リシ゛ウム 等(耐塩素性病 原生物)	119	トリクロロエチレン	141	陰イオン界面活性 剤	210	亜塩素酸
003	ウイルス	122	クロロ酢酸	142	シ゛ェオスミン	212	二酸化塩素
101	一般細菌	123	クロロホルム	143	2ーメチルイソホ゛ルネオー ル	213	シ゛クロロアセトニトリル
102	大腸菌	124	ジクロロ酢酸	144	非イオン界面活性 剤	214	抱水クロラール
103	カト゛ミウム	125	シ゛フ゛ロモクロロメタン	145	フェノール類	215	農薬類
104	水銀	126	臭素酸	146	有機物質 (TOC)	219	遊離炭酸
105	セレン	127	総トリハロメタン	147	На	220	1, 1, 1-トリクロロエタ ン
106	鉛	128	トリクロロ西作画後	148	味	221	メチルーセーフ゛チルエーテ ル(MTBE)
107	ひ素	129	フ゛ロモシ゛クロロメタン	149	臭気	225	従属栄養細菌
108	クロム (6 価)	130	フ゛ロモホルム	150	色度	227	腐食性(ランゲリア 指数)
109	シアン	131	ホルムアルテ゛ヒト゛	151	濁度	301	油
110	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	132	亜鉛	201	アンチモン	302	アンモニア態 窒素
111	ふっ素	133	アルミニウム	202	ウラン	303	外観
112	ほう素	134	鉄	203	ニッケル	304	異物
113	四塩化炭素	135	銅	204	亜硝酸態窒素	305	水量
114	1, 4ーシ゛オキサン	136	ナトリウム	205	1, 2-シ゛クロロエタン	351	浄水処理対応 困難物質
115	1,1-ジクロロエチレン	137	マンカ`ン	206	トランス-1, 2-シ゛クロ ロエチレン	400	その他
116	シス-1, 2-ジクロロエ チレン	138	塩化物イオン	207	1, 1, 2-トリクロロエチレン		
117	シ゛クロロメタン	139	硬度 (Ca, Mg 等)	208	トルエン		

11 危害原因事象、関連水質項目、リスクレベル、管理措置及び監視方法の整理

想定される危害原因事象、並びに関連水質項目、リスクレベル、管理措置及び監視方法の一覧表を下表に示し、主要な水質項目ごとに整理した一覧表を「12 管理目標」に示す。

また、定期水質検査結果の水質基準等との関係によるリスクレベルは、分類の目安2 (危害時想定濃度別)によるものとし以下に示す。

なお、定期水質検査結果によるリスクレベルの判断は、検査結果が得られた時点で随時行うものとし、「13 危害原因事象のリスクレベルに応じた管理措置」に準じた対応を実施する。

定期水質検査結果によるリスクレベルの分類

	分類の目安	影響程度	リスクレベル
	基準値等の10% ≧ 危害時想定濃度	а	1
	基準値等の10% < 危害時想定濃度 ≦ 基準値等	b	2
	基準値等 < 危害時想定濃度	С	3
健康に	基準値等<危害時想定濃度(シアン化合物、水銀等)	d	4
関する	基準値等≪危害時想定濃度	е	5
項目	大腸菌検出	е	5
	耐塩素性病原菌(クリプトスポリジウム等)検出	е	5
	残留塩素不足	d	4
	残留塩素不検出	е	5
	基準値等の ≧ 危害時想定濃度	а	1
性状に	基準値等 < 危害時想定濃度	b	2
関する	基準値等 < 外観(濁度、色度)、臭気・味(カビ臭	0	3
項目	含む)の気が維持想定濃度	С	3
	基準値等≪危害時想定濃度	d	4

12 管理目標

主要な項目の管理目標の一覧を以下に示す。

1	配水池
残留塩素	①残留塩素 ②0.1mg/L ③自動計器

303	給水
外観	①濁度②濁りがないか③手分析

149	給水
臭気	①臭気 ②臭い ③手分析

151	導水
濁度	①濁度 ②0~0.1 ③自動計器

147	導水
На	①pH ②6.7~8.0 ③自動計器

13 危害原因事象のリスクレベルに応じた管理措置

前述「12 管理目標」で設定したリスクレベルを踏まえて、それぞれの危害原因事象に対する現状の管理措置が適切かどうかを評価し、レベル5及び4について次頁「(1)リスクレベル5及び4の危害原因事象」に示す。

なお、リスクレベルに応じた管理措置及び監視方法の見直しについては、緊急性や予 算等を考慮し原則として下表に準じた対応とする。

リスク レベル	管理措置がある場合	管理措置がない場合
1	1年に1回は管理措置の有効性の検証を行う。	新たな措置を検討し、必要なら 実施(導入)する。
2	1年に1回は管理措置の有効性の検証を行う。 データの監視及び処理に気を付ける。	新たな措置を実施(導入)する。
$3\sim4$	管理措置及び監視方法の適切 (有効) 性を再検討する。 ①管理措置及び監視方法が適切 (有効) ない場合 →データの監視及び処理に気を付ける。 ②管理措置及び監視方法が適切 (有効) でない場合 →新たな措置を やかに実施 (導入) する。	新たな措置を やかに実施 (導入) する。 実施(導入) した措置の適切 (有効) 性を確認する。
5	管理措置及び監視方法の適切(有効)性を慎重に再検討する。 ①管理措置及び監視方法が適切(有効)ない場合 →データの監視及び処理に特に気を付ける。 ②管理措置及び監視方法が適切(有効)でない場合 →新たな措置を直ちに実施(導入)する。	新たな措置を直ちに実施(導入)する。 実施(導入)した措置の適切 (有効)性を慎重に確認する。

当施設におけるリスクレベルの内訳(水安全計画作成時点)を以下に示す。

リスクレベル	件数
レベル5	1
レベル4	4
レベル3	7
レベル2	13
レベル1	52
非該当	0
危害原因事象総数	77

(1) リスクレベル 5 及び 4 の危害原因事象等

① リスクレベル 5

リスクレベル 5 を以下に示す。

箇所	種別	危害原因事象	関連する水 質項目	水質番号	発生頻度	影響程度	リスクレベル	管理措置の有無	監視方法の分類
取水	取水	ケーシング破損	耐塩素性病原 生物	002	A	е	5	なし	4

② リスクレベル 4

リスクレベル 4 を以下に示す。

箇所	種別	危害原因事象	関連する 水質項目	水質番号	発生頻度	影響程度	リスクレベル	管理措置の有無	監視方法の分類
浄水	次亜塩素 酸ナトリウム	設定ミス、注入ポンプ等異常に よる次亜注入不足	残留塩素	001	С	d	4	有り	4
浄水	次亜塩素酸 かりりょ	設定ミス、注入ポンプ等異常に よる次亜過剰注入	残留塩素	001	С	d	4	有り	4
薬品	共通事項	注入管の目詰り(エアロック、 スケール)	その他 (目詰まり)	400	D	С	4	なし	0
給配	給水	使用量不足による滞留時間大	残留塩素	001	С	d	4	なし	3

※監視方法の分類については「9 管理措置設定」の監視方法の分類と番号を参照

14 管理基準を逸脱した場合の対応

- (1) 異常の認識と判断
 - ①内部における異常の認識
 - I水質自動計器による監視

水質自動計器(濁度計、残留塩素計、pH 計等)の測定値が管理目標値又は通常の運転管理内容を逸脱し、警報が鳴った場合

- ・監視画面により表示値を確認する。
- ・現場で復旧が確認された場合は、警報を解除する。
- ・現場に行き次亜塩素注入機等に液漏れがないか確認する。
- ・液漏れ等が確認された場合は通常の清掃手順で清掃し、表示値が正常な状態に戻ったことを確認し、警報を解除する。
- ・通常の運転管理内容は運転管理上の設定であり、この範囲を逸脱したとしても、直 ちに水質上の問題となるわけではない。

Ⅱ手分析による監視(原則として、1回/日以上のもの)

手分析の水質検査結果が管理目標を逸脱していることが明らかとなった場合

- ・再度、採水及び水質検査を実施し、逸脱の有無を再確認する。
- ・管理目標を逸脱した場合には、異常と判断し対応措置を講じる。

Ⅲ目視による監視

水道施設やその周囲の状況等について、日常の巡視点検によって目視確認を行い、通常時と異なる状況が観察された場合

- ・採水した試料について、水質検査を実施する。
- ・水質検査の結果が管理目標を逸脱した場合には、異常と判断し対応措置を講じる。
- ・井戸の水位低下が認められる場合には、水質に異常がないか確認する。
- ・特に集水域内での事故等による影響として、油膜、油臭等への対応に留意する。

(2) 外部からの通報等による異常の認識

①専用水道からの連絡による異常の認識

専用水道より、水質異常についての連絡を受けた場合

- ・水質異常の状況(水質項目、濃度、原因等)に応じて対応措置を講じる。
- ・クロスチェックのため、採水した試料においても水質検査を実施する。

② 保健所からの通報による異常の認識

保健所から、給水区域内において水系感染症の患者が急増している等の連絡を受けた 場合

- ・採水した試料について、水質検査(特に人の健康に関する項目)を実施する。
- ・水質検査の結果が管理目標を逸脱した場合には、異常と判断し対応措置を講じる。

- ③ お客さまからの苦情・連絡による異常の認識 お客さまから、水質異常についての苦情や連絡を受けた場合
 - ・近隣の状況確認を行う。
 - ・採水した試料について、水質検査(特に人の健康に関する項目)を実施する。
- ・水質検査の結果が管理目標を逸脱した場合には、異常と判断し対応措置を講じる。
- ④ 関係部局、事故等の発見・原因者からの情報収集

集水域内の状況等について、関係部局(県、警察、消防、その他)や事故等の発見者から報告や通報を受けた場合

- ・通報内容の真偽を含め、関係部局等から情報の収集に努める。
- ・採水した試料について、水質検査(特に人の健康に関する項目)を実施する。
- ・水質検査の結果が管理目標を逸脱した場合には、異常と判断し対応措置を講じる。
- ・関係部局等からの更なる情報収集を行い、水質汚染事故の原因究明に努める。
- (3) 異常が認められなかった場合の対応

水質検査や情報収集の結果、異常が認められなかった場合

・引き続き情報収集を行い、経過を観察する。

< クリプトスポリジウム等(耐塩素性病原微生物)に対する異常の認識 >

- ①耐塩素性病原微生物に対しては、水質検査計画に基づいた指標菌検査(大腸菌、嫌気性芽胞菌)により原水水質を監視する。
- ②汚染のおそれが疑われる場合(指標菌検出時)には、直ちに原水指標菌の検査を実施し、必要により浄水の安全確認(クリプトスポリジウム等の検査)を行う。

再検査の結果、指標菌検査が検出された場合は、指標菌検査の頻度を高めるとともに、クリプトスポリジウム等の対応施設の導入を検討する。

- 一方、再検査の結果が不検出の場合は、当面、指標菌の検査頻度を高めて状況を確認する。
- ③必要により、浄水を毎日 1 回 20 リットル採水し、ポリタンクに注入した水又は採水した水から得られるサンプルを 14 日間保存する。採取した水については直射日光や高温となる場所を避けて冷暗所に保存するとともに、採水した水から得られるサンプルについては、乾燥を避けて冷蔵保存する。
- ④具体的な対応については「クリプトスポリジウム等緊急対応マニュアル」に従うものとする。

15 対応措置

(1) 配水停止の判断

下記に該当する場合、水道法第23条に基づいて、水道技術管理者の判断により配水を 停止する。

- ・給水する水が住民の健康を害するおそれがあるとき
- ・水源地等において水銀、鉛、ヒ素、六価クロム、シアン及び農薬類、並びにクリプトスポリジウム等(耐塩素性病原生物)などの汚染があり、適切な浄水処理が行われていなかったと推察されたとき
- ・その他、必要と認められるとき

(2) 取水停止の判断

下記に該当する場合、水道技術管理者の判断により取水を停止する。

- ・原水水質が管理目標を超過し、塩素処理及び他の水源や受水とのブレンドでは浄水の 水質基準を満たすことが困難となるおそれがある場合
- ・緊急時検査結果が異常ありの場合
- ・簡易テストにより毒物が検出された場合
- ・集水域において事故が発生し、水源が汚染を受けるおそれが生じた場合
- ・他の水源や受水とのブレンドにより、水質基準以下となる場合であっても、急性毒性を有する項目(耐塩素性病原生物、水銀、鉛、ヒ素、六価クロム、シアン、その他毒性生物、農薬類)が対象の場合は当該水源からの取水を停止する。他の水質項目にあっては、大幅な基準超過が認められる場合、取水を停止する。
- ・その他、必要と認められる場合

(3) 浄水処理の強化

浄水処理の強化で対応可能な水質異常に対しては、下記の対応を講じる。

- ・ 浄水の残留塩素が管理目標の上限値を超えるおそれのある場合は、次亜塩素酸ナトリウム注入量を減量する。
- ・ 浄水の残留塩素が管理目標の下限値を下回るおそれのある場合は、次亜塩素酸ナトリウム注入量を増量する。
- ・給水栓で残留塩素が低下(0.1 mg/L以下)となった場合、又はそのおそれがある場合は、次亜塩素酸ナトリウム注入量を適正な注入管理によって実施するとともに、消火栓等から緊急排水を行う。特に、配水管の末端では滞留しやすいため、定期的な点検と排水によって残留塩素の維持を図る。
- ・塩素酸や臭素酸の濃度が管理目標を超えるおそれのある場合は、次亜塩素酸ナトリウムの交換等を行うとともに、保存方法について改善する。
- ・降雨の影響等により、水源井戸への地表水の混入が想定される場合、当該水源からの 取水の停止や、塩素注入強化等について検討する。

< 塩素酸や臭素酸の濃度が管理目標を超えるおそれのある場合の検討 >

- ①次亜塩素酸ナトリウムの貯蔵日数が60日以上の場合は新品に交換する。
- ②貯槽日数が60日以内の場合は様子をみるとともに、納入業者の納めた仕様書を確認し、納入品質や保管上の問題について対処する。
- ③次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素濃度が6%以下の場合は新品に交換する。
- ④有効塩素が 6%以上の場合は様子をみるとともに、納入業者の納めた仕様書を確認し、納入品質や保管上の問題について対処する。
- ⑤保管時の温度を調査する。気象庁の発表している気温データから特に異常な高温日の有無などを確認する。

(4) 汚染された施設の洗浄

汚染物質が水道施設又は配水管に到達した場合

- ・汚染された水道施設又は配水管内の水道水の排水を行い、汚染されていない水道水で配水管や配水池等の施設の洗浄を十分に行う。
- ・配水管からの排水が速やかに実施できるよう、排水設備の適切な設置、配水管網の点検 を行う。
- (5) 取水停止を行った場合の措置

取水停止が長期化した場合

- ・取水停止が長期化し、他水源の活用や他施設の運用では対応しきれない場合は、応急給水箇所の増量に向けて関係部署と協議する。
- ・長期間停止後の再開に当たっては、滞留水や運転管理について十分に留意する。

(6) 関係機関への連絡

水源の汚染により、配水停止または取水停止を行う(行った)場合

- ・配水停止を行う場合には、水質の状況、飲用の可否、応急給水の実施場所等について、 各種の手段(広報車、ビラ、新聞、テレビ、ラジオ等)を活用して、お客さまへの広報 を行う。
- ・飲料水健康危機管理実施要領(健水発第 0628001 号、平成 14 年 6 月 28 日)に基づき、 水質事故の状況を厚生労働省健康局水道課に報告する。
- ・水質事故の状況を県、保健所等に連絡する。

(7) 配水再開

事態が終息し、配水を再開する場合

- ・通常運転への復帰後に浄水の水質検査を行い、検査結果を厚生労働省健康局水道課、 県、保健所及びその他の関係機関に連絡する。
- ・異常がないと判断され、給水を再開する場合には、上記の関係機関に連絡する。
- ・給水区域内に感染症等の発症者がいないかどうかを関係機関に連絡し確認する。

16 水質項目別の具体的な対応

(1) 残留塩素

①管理目標値

1	配水池
残留塩素	①残留塩素 ②0. 1mg/L ③自動計器

②管理基準逸脱時の対応

監視地点	対応方法
	①周辺直結水の残留塩素確認 ・同様に逸脱の場合は②以降を実施
	②責任者に一報を連絡
	③次亜塩素酸ナトリウム注入量設定値の確認 ・注入量設定値の修正
	④残留塩素注入装置等の点検・装置の調整
給水栓水	⑤次亜塩素酸ナトリウム注入設備の点検・代替設備への切り替え・注入設備の修復
	⑥次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素濃度の確認 ・注入量の増量 ・処理水量の減量 ・薬品貯蔵方法の改善
	⑦責任者へその後の状況等を連絡 ・排水作業等の実施 ・広報 ・原因調査 ・水運用の適正化

③ 緊急時の連絡先

昼間

人吉市水道局上水道課施設係 人吉市役所 (守衛室: 0966-22-2111)

TEL: 0966-22-5497 ↓ ↓ ★ 第 # ★ 急 係 担 以 啦 是

上水道課施設係担当職員

④ 特記事項

(2) 外観

①管理目標値

303	
外観	

②管理基準逸脱時の対応

監視地点	対応方法
	①残留塩素の有無の確認
	・不検出の場合は残留塩素逸脱時の対応による
給水栓水	②周辺直結水の外観異常の有無を確認
	・同様に逸脱の場合は③以降を実施
	③責任者に一報を連絡
	④塩素注入点の前と後における外観異常の有無を確認
	⑤責任者へその後の状況等を連絡
	・排水作業等の実施・広報
	・原因調査・水運用の適正化

③ 緊急時の連絡先

昼間 夜間

人吉市水道局上水道課施設係 人吉市役所(守衛室:0966-22-2111)

④ 特記事項

(3) 臭気

①管理目標値

149	
臭気	

②管理基準逸脱時の対応

監視地点	対応方法
	①残留塩素の有無の確認
	・不検出の場合は残留塩素逸脱時の対応による
	②周辺直結水の臭気異常の有無を確認
	・同様に逸脱の場合は③以降を実施
給水栓水	③責任者に一報を連絡
	④塩素注入点の前と後における臭気異常の有無を確認
	⑤責任者へその後の状況等を連絡
	・排水作業等の実施・広報
	・原因調査・水運用の適正化

③ 緊急時の連絡先

昼間

人吉市水道局上水道課施設係

TEL: 0966-22-5497

夜間

人吉市役所 (守衛室: 0966-22-2111)

上水道課施設係担当職員

④ 特記事項

(4) p H値

① 管理目標値

147	導水
На	①pH ②6.7~8.0 ③自動計器

②管理基準逸脱時の対応

監視地点	対応方法
給水栓水 以外	①pH 計の点検 ・pH 計の調整 ・計器に異常がない場合は②以降を実施 ②責任者に一報を連絡 ③指示を受け、給水栓水の状況を確認 ④周辺直結水の pH 異常と残留塩素の有無を確認 ⑤責任者へその後の状況等を連絡 ・排水作業等の実施 ・広報 ・原因調査 ・水運用の適正化
	・浄水処理における除去性確認、強化

③ 緊急時の連絡先

昼間 夜間

人吉市水道局上水道課施設係 人吉市役所(守衛室:0966-22-2111)

④ 特記事項

17 緊急時の対応

予測できない事故等による緊急事態が発生した場合の対応方針、手順、行動、責任及び 権限、連絡体制、水供給方法等については、以下のマニュアルに基づくものとする。

・テロ対策マニュアル・風水害対策マニュアル・凍結対応マニュアル・施設事故・停電 対策マニュアル・地震対策マニュアル

18 文書と記録の管理

(1) 水安全計画に関係する文書

水安全計画に関係する文書を下表に示す。これらの文書の識別・相互関係、制定・改廃の 手続き、閲覧・配布・周知等の詳細については本事業体等の規程に準じて行うものとする。 水安全計画に関係する文書一覧

文書の種別	文書名	文書内容	備考
水安全計画	水安全計画書	水安全計画書	本文書
	・テロ対策マニュアル		済
防災に関する文書	・風水害対策マニュアル		済
	・凍結対応マニュアル	《中共集	済
	・施設事故・停電対策マニュアル	災害対策	済
	・地震対策マニュアル		未
水質管理に関する文書	人吉市水道局水質検査計画	水質検査計画	済

(2) 水安全計画に関係する記録の管理

水安全計画に関係する記録を下表に示す。これらの記録は、後述する「実施状況の検証」及び「レビュー」で用いることから、その保管場所等も定めている。記録様式は現在用いているものを基本とし、記録の作成等に当たっては、以下の点に留意する。

①記録の作成

- ・読みやすく、消すことの困難な方法(原則としてボールペン)で記す。
- ・作成年月日を記載し、記載した者の署名又は捺印等を行う。

②記録の修正

- ・修正前の内容を不明確にしない。(原則として二重線見え消し)
- ・修正の理由、修正年月日及び修正者を明示する。

③記録の保存

- ・損傷又は劣化の防止及び紛失の防止に適した環境下で保管する。
- ・記録の識別と検索を容易にするため、種類、年度ごとにファイリングする。

水安全計画に関係する記録の一覧

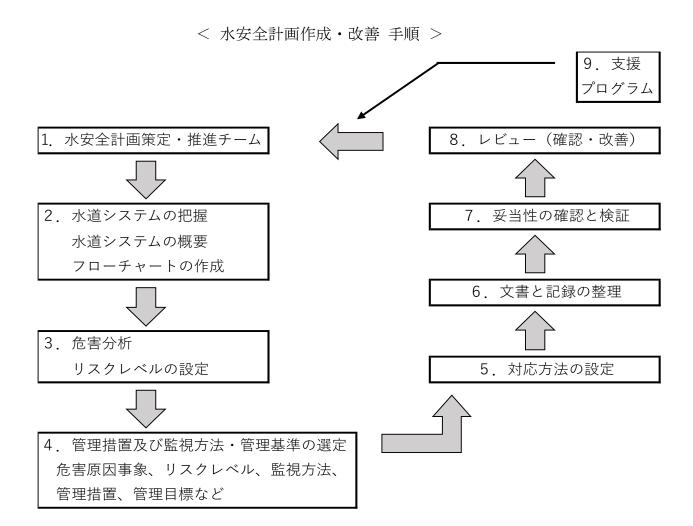
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
記録の種別	記録の名称	保管場所		
	<日常の記録>	2階事務室		
	・管理日報	・電子データ管理		
運転管理・監視の記録	・業務日誌	・電子データ管理		
	・場内巡視点検表	・電子データ管理		
	<水質の記録>	2階事務室		
	・水源地巡視点検表	・電子データ管理		
	・給水栓水毎日水質検査表	・紙データ管理		
	<その他の記録>	2 階事務室・台帳管理		
	・自家発電設備月点検表			

19 水安全計画の妥当性の確認と実施状況の検証

(1) 水安全計画の妥当性の確認

妥当性確認と実施状況の検証は、水安全計画が安全な水を供給する上で妥当なものであるかの確認はもとより、水道事業者が計画に従って常に安全な水を供給してきたことを立証するために重要である。

本水安全計画は以下のフローに従ってとりまとめている。ここでは、次表に掲げる項目ついて、水安全計画の妥当性を確認する。



妥当性確認チェックリスト

		女当は唯恥ノエフノフハト			
内		チェックポイント	確	認約	吉果
1. 策定・推進チーム		①適切な回数の会議が開催されたか。	適	•	否
の;	編成	②会議参加者が実状と経験に基づいて協議を行ったか。	適	•	否
事業概要		①事業概要、給水量、配水量実績、組織、人員構成を整理したか。	適	•	否
	_	①給水経路は実状と整合しているか。	適	•	否
	フローチャート	②薬品の種類、注入点 実状と整合しているか。	適	•	否
- 1 >>4 -	-k 1.	③水質計器の種類、測定点 実状と整合しているか。	適		否
2. 水道シス テムの把握	施設概要	①水源概要・特徴、浄水場、配水・給水について、的確に整理されているか。	適	•	否
	流域汚染 源	①流域内汚染源について、的確に整理されているか。	適	•	否
	水質検査 結果	①水質検査結果は的確に危害分析に反映しているか。	適	•	否
		①危害抽出は水質検査結果、過年度の水質事故事例、関係者の経験に基づいて的確に網羅されているか。	適	•	否
		②危害事象に対する関連水質項目は適切か。	適	•	否
3. 危害分析	危害原因 事象	③リスクレベルについて、水質検査結果、過年度の水質事故事例、関係者の経験に基づいて的確に設定されているか。	適	•	否
		④リスクレベルについて、他の危害事象とのバランスはとれているか。	適	•	否
		①管理措置は各危害事象に対して、適切かつ実状と整合しているか。	適	•	
	管理措 置、監視 方法及び 管理目標 の設定	②監視方法について、その内容(手分析、水質計器)及び監視位置は適切かつ実状と整合しているか。	適	•	否
4. 官理措直		 ③監視方法について、水質計器の種類と位置は実状と整合しいるか。	適		否
		④管理目標は水質項目からみて適切か。値は適切か。	適	•	否
- 1.1	l. I who	①逸脱時の対応は項目、内容ともに適切かつ実状と整合しているか。	適	•	否
5. 対応方法対応マ設定ユアル	対応マニュアル	②水質項目別対応は日常管理と整合しているか。その管理値及び連絡先は適切か。	適	•	否
- 1	- hoke serri	①水安全計画に関係する文書は既存の文書と整合しているか。 関連性は適切か。	適	•	否
6. 文書と記録の管理		②記録内容の名称、保管期間、責任者は適切かつ実状と整合しているか。	適	•	否
7. 水安全計画の妥当 性確認と実施状況の 検証		①妥当性確認 チェックを行っているか。	適	•	否
		②検証に関するチェックリスト適切かつ実状と整合しているか。	適	•	否
8. レビュー		①レビューするメンバーは適切かつ実状と整合しているか。	適	•	否
		②確認内容、改善が明示されているか。	適		否
9. 支援プログラム		①支援プログラムは適切かつ実状と整合しているか。	適	•	否

(2) 実施状況の検証

水安全計画の各要素の検証は、「水安全計画策定・推進チーム」及び補助職員(水道技術管理者が指名)によって、原則として年1回実施する。また、実施状況の検証責任者は水道技術管理者とする。

検証に当たっては、次に示すチェックシートを基本とする。

検証のためのチェックシート

内容	チェックポイント	確	認編	丰果
① 水質検査結果は水質基準値等を満たしていたか	①毎日の水質検査結果の記録 ・ 水質基準等と関係 ・ 管理基準満足度 ②定期水質検査結果書 ・ 水質基準等との関係	適適	•	否 否
② 管理措置は定められたとおりに実施したか	①運転管理点検記録簿 ・記録内容の確認	適	•	否
③ 監視は定められたとおり に実施したか	① 運転管理点検記録簿・日々の監視状況	適	٠	否
④ 管理基準逸脱時等に、定められたとおりに対応をとったか	①対応措置記録簿 ・逸脱時の状況、対応方法の的確さ	適	٠	否
⑤ ④によりリスクは軽減した か	 対応措置記録簿 水質検査結果記録書 ・水質基準等との関係 	適適		否否
⑥ 水安全計画に従って記録 が作成されたか	 運転管理点検記録簿 取水、給水、水位、電気関係、薬品使用量等の記録 ②水質検査結果書 ・残留塩素の記録 ③対応措置記録簿の記載方法 	適 適・	•	否 否 否

対応措置記録簿書式(管理基準を逸脱した場合に記録)

日時	
対応者の所属・氏名	
逸脱した水質項目	
逸脱した濃度等	
想定される原因	
対応状況	
今後に向けた改善点	

(3) 情報の更新方法

次に示す情報を基に、「9. 水安全計画の妥当性の確認と実施状況の検証」において更新 するものとする。

①生活系の汚染源情報

生活系の汚染源情報としては処理形態別(公共下水道、コミュニティプラント、合併浄化槽、単独浄化槽、非水洗化)の人口が挙げられる。これらのデータは「国勢調査(総務省)」及び「一般廃棄物処理実態調査(環境省)」等に掲載される。

②畜産系の汚染源情報

畜産系の汚染源情報としては家畜の種類別(乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏等)の頭(羽) 数が挙げられる。これらのデータは「世界農林業センサス(農林水産省)」に掲載される。

③工業系の汚染源情報

工業系の汚染源情報としてはPRTR(化学物質排出移動量届出制度)の対象となる事業所の業種名、従業員数、水域及び下水道への排出量等が挙げられる。これらのデータは環境省のホームページに掲載される。

④農薬に関する情報

農薬に関する情報としては、我が国で使用されている農薬の種類や使用量等が挙げられる。これらのデータは「化学物質データベース EwbKis-Plus (国立環境研究所)」に掲載される。

20 レビュー

安全な水を常時供給する上で、PDCAサイクルの考え方に基づき、「水安全計画書」が十分なものとなっていることを確認(妥当性確認)し、必要に応じて改善を行う必要がある。本計画書ではこれをレビュー(確認・改善)と呼ぶ。

水安全計画のレビューは、水道施設が経年的に劣化することや、水道水の安全性を向上させる上で有用な新技術が開発された場合等も念頭に置き、水質検査計画策定に合わせて<mark>原則毎年度3月、</mark>定期的に実施する。また、水道施設(計装機器等の更新等を含む。)の変更を行った場合や、水安全計画のとおり管理したにもかかわらず水道の機能に不具合を生じた場合等には、臨時のレビューと改善を実施する。レビューの主宰は推進チームリーダーが行い、全ての推進チームメンバーが出席して行う。

臨時のレビューを行う具体的な内容を示す。

- ・水道施設の変更(計装機器等の更新を含む)を行った場合
- ・水安全計画書に基づいて管理を行ったにも関わらず、何らかの不具合が生じた場合
- ・水安全計画書の中で想定していなかった事態が生じた場合・その他、水道水の安全性を脅かすような事態が生じた場合

<< レビュー(確認・改善)方法 >>

1 確認 責任者及びメンバー

水安全計画は責任者がリーダーとなり、施設、設備、 水質及び運転管理の各担当者並びにリーダーが必要と認 めた者が参画する。

- 2 水安全計画書の適切性・妥当性の確認 以下に掲げる情報を総合的に検討し、現行の水安全計 画書の適切性・妥当性を確認する。
- ①水道システムを巡る状況の変化
- ②水安全計画の妥当性確認の結果
- ③水安全計画の実施状況の検証結果
- ④外部からの指摘事項
- ⑤最新の技術情報 等
- 3 確認すべき事項
- ① 新たな危害原因事象及びそれらのリスクレベル
- ② 管理措置、監視方法及び管理基準の適切性
- ③ 管理基準逸脱時の対応方法の適切性
- ④ 緊急時の対応の適切性
- ⑤ その他必要と認められる事項

21 支援プログラム

支援プログラムとは、水道水の安全を確保するのに重要であるが直接的には水質に影響しない措置、直接水質に影響するものであるが水安全計画策定以前に策定された計画やマニュアル等をいう。

本水道事業における支援プログラムを以下に示す。水安全計画の実施・運用に当たってはこれらの文書にも留意する。

・施設・設備に関する文書(施設・設備の規模、能力)

・材料の規格に関する文書

・職員の健康診断・労働安全衛生に関する文書

・職員の教育訓練、研修等に関する文書

用語の説明

用語	説明
危害	損害又損失が発生すること、又はそのおそれがあること 「シアンが水道に混入した」とする事例では、「シアンが混入した水道水によって利用者に健康被害又はそのおそれが生じること」
危害原因事象	危害を引き起こす事象のこと 「シアンが水道に混入した」とする事例では、「シアンを水道水に混入させて しまったこと (例えば工場からの流出)」
危害分析	水道システムに存在する危害原因事象の抽出を行い、抽出した危害原因事象の リスクレベルを評価し設定すること
危害抽出	水源〜浄水場〜給水栓の水道システムに存在する潜在的な危害も含めた危害原 因事象を抽出すること
リスクレベル	危害原因事象の発生頻度、影響程度によって定まるリスク大きさ
リスクレベルの 設定	危害原因事象の発生頻度、影響程度に基づきリスクレベルを設定すること
リスクレベル設定 マトリックス	危害原因事象の発生頻度、影響程度とリスクレベルと対応関係に関する表
管理措置	危害原因事象による危害の発生を防止する、又はそのリスクを軽減するため にとる管理内容 浄水場において実施する浄水薬品の注入や沈澱・ろ過等の運転操作等
危害発生箇所	危害原因事象が発生する水道システムの箇所
管理点	管理措置設定を行う水道システムの箇所
監視	管理措置 実施状況を適時に把握するために計画された一連の観測又は測定
監視項目	管理措置 実施状況を適時に把握するために観測又 測定する項目
管理基準	管理措置が機能しているかどうかを示す基準であり、対応措置の発動要件として用いるもの
対応、対応措置	管理基準を逸脱した場合、逸脱を修正して元に戻し、逸脱による影響を回避、 低減する措置
妥当性確認	管理措置、監視方法、管理基準、対応措置等の水安全計画の各要素が適切であることを、各要素の設定の技術的根拠を明らかにすることにより、立証すること
検証	水安全計画及びその運用効果の有効性を確認、証明すること すなわち、水安全計画が計画とおりに実施されたか、及び安全な水の供給のた めに有効に機能し、目標とする水質を満足したかを確認すること
レビュー	種々情報をもとに水安全計画を見直し、必要に応じて改善すること
支援プログラム	水安全計画を効果的に機能させるよう支援するプログラム ここでは、水道水の安全を確保するのに重要であるが直接的には水質に影響 しない措置、直接水質に影響するものであるが水安全計画策定以前に法令や 自治体・水道事業者の規定等に基づいて策定された計画等を支援プログラム に位置づけることとした